

公 示

四運自公第51号

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」（平成26年1月24日付け四運自公第32号）の一部を別紙のとおり改正したので公示する。

平成29年 3月27日

四国運輸局長 瀬部 充一

四 運 自 公 第 3 2 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日
一部改正 四 運 自 公 第 1 号
平成 2 8 年 4 月 7 日
一部改正 四 運 自 公 第 2 0 号
平成 2 8 年 1 1 月 4 日
一部改正 四 運 自 公 第 5 1 号
平成 2 9 年 3 月 2 7 日

公 示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等を改正する法律（平成 2 5 年法律第 8 3 号）の施行に伴い、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」を別紙のとおり定めたので公示する。

平成 2 6 年 1 月 2 4 日

四国運輸局長 丸山 研一

第1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。

1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。

そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。

供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率

供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率

減車率：減車による供給輸送力の削減率

営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率

2. 営業方法制限率の算定にあたっては、各々一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 20%

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

営業方法制限率 = 日曜日収入率

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 火曜日収入率 × 0.3

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 水曜日収入率 × 0.2 + 木曜日収入率 × 0.4

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1週間の収入額

曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が地方運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、2. 以外の方法により実施することもできることとする。

第2 特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 当該車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ）を行うことができる。
2. 1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。
3. 2. による新規登録等は、以下の①～④のいずれかの車両（以下「UD車両等」という。）に限り行うことができる。
 - ① ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）
 - ② 電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー
 - ③ 燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー
 - ④ 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）における補助対象機器（ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置又は車線維持支援制御装置。）を搭載している初度登録車両（車両法第7条に規定する新規登録を受けるものであって、その登録が初度のもの。）のタクシー

ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。

4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第8条の7に規定する事業者計画に、2. による新規登録等を行う場合又は、第3による営業方法の制限を行う場合を除き、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出（減車）（以下「減車届出」という。）がなされたものとして取り扱われる旨を記載しなければならない。

第3 準特定地域において、営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 営業方法の制限を行う車両については、車両法に規定する抹消登録等を行うことができる。
2. 1. の対象事業者及び対象車両数は以下のとおりとする。
 - ① 「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について

(平成19年11月20日付け四運自公第33号)」に基づく特定特別監視地域(以下、単に「特定特別監視地域」という。)から改正前の法に基づく特定地域(以下、「旧特定地域」という。)及び準特定地域に継続して指定されている場合(途中で特定地域に指定された場合を含む。)

対象事業者は、特定特別監視地域指定日(地域の実情を勘案し、地方運輸局長が別に定めた場合はその日。以下同じ。)からの減休車率が、特定特別監視地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として地方運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、特定特別監視地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

- ② 旧特定地域から準特定地域に継続して指定されている場合(途中で特定地域に指定された場合を含み、①に該当する場合を除く。)

対象事業者は、旧特定地域指定日(地域の実情を勘案し、地方運輸局長が別に定めた場合はその日。以下同じ。)からの減休車率が、旧特定地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として地方運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、旧特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

- ③ ①、②以外で準特定地域に指定されている場合(途中で特定地域に指定された場合を含む。)

対象事業者は、準特定地域指定日からの減休車率が、準特定地域指定日以降、1年間(地方運輸局長が別に定めた場合はその期間(ただし、その期間は1年以上とする。))の当該地域において実施された減休車として地方運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、準特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。

- ④ ①～③の減休車率の算出にあたっては、原則、事業の廃止等による減車分は含めないこととする。

3. 地域指定解除までの間、1.により抹消登録等を行った車両数を上限として車両法に規定する新規登録等を行うことができる。

4. 3.による新規登録等はUD車両等に限り行うことができる。

ただし、平成28年11月4日付け四運自公第20号改正公示にかかる地方運輸局長の公示改正日以後の準特定地域指定期間中に保有車両の一部をUD車両等以外の車両からUD車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度としてUD車両等以外の車両とすることができる。

5. 1.による抹消登録等を行う場合は、法第11条に規定する活性化事業計画に以下の内容を記載し、地方運輸局長の認定を受けなければならない。

- ① 活性化事業計画における事業再構築として、営業方法の制限による供給輸送力の削減を2.の車両数を限度として実施すること。

- ② 1.による抹消登録等及び3.による新規登録等を実施する車両数については、

事業計画に記載する事業用自動車の区分ごとに営業所の所在地を管轄する運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。(区分ごとの実施車両数に変更が生じた場合も同様とする。)

③ 準特定地域指定が解除(特定地域に指定されたことによる解除は除く。以下同じ。)された時点において、1. による抹消登録等を行った車両のうち、3. による新規登録等を行わなかった車両については、減車届出がなされたものとして取り扱われること。

6. 特定地域に指定されたことにより準特定地域の指定が解除された場合、1. による抹消登録等を行った車両については、第2による営業方法の制限を行ったものとみなす。ただし、第2 4. の事業者計画に記載しない車両については、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間に第2 2. による新規登録等を行う場合又は第3による営業方法の制限を行う場合を除き、減車届出がなされたものとして取り扱うものとする。

7. 準特定地域指定が解除された後6ヶ月を経過するまでの間に、5. ③の取扱いにより減車された車両数を限度として増車を行った場合においては、「自動車運送事業の監査方針について(平成25年9月27日付け四運自公第7号)」3. ⑬の規定は適用しない。

第4 上記、第2及び第3の規定に基づいて抹消登録等を行った場合は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。

附 則

本通達は、平成26年1月27日から施行する。

附 則(四運自公第1号 平成28年4月7日付け)

改正後の規定は、平成28年4月7日から適用する。

附 則(四運自公第20号 平成28年11月4日付け)

改正後の規定は、平成28年11月4日から適用する。

附 則(四運自公第51号 平成29年3月27日付け)

改正後の規定は、平成29年3月27日から適用する。